

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料の計算方法・療養標準負担額の見直し～

▶ 問い合わせ
年金・長寿医療グループ
(☎ 05 2 1 3 7)

◎平成30年度の保険料の計算方法をお知らせします

▶ 保険料の計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割り計算）

均等割 【一人当たり】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円) × 10.59%	=	年間の保険料 【上限額62万円】 ※100円未満切り捨て。
---------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。

▶ 保険料の軽減などの規定が一部、変更されました

①均等割2割・5割軽減の範囲の見直し

均等割は、加入者全員が原則、一律の額を支払うものです。ただし、所得の低い世帯は、所得に応じて2割から9割まで軽減されます。平成30年度から、2割軽減、5割軽減となる世帯の所得の基準が変更されました。

【平成29年度】所得の基準	軽減割合	【平成30年度】所得の基準	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) 以下	5割軽減	33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2割軽減	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2割軽減

②所得割の軽減割合の見直し

所得割は、加入者の所得に応じて負担するものです。平成29年度まで、所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、2割軽減されていましたが、平成30年度から廃止されました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合の見直し

後期高齢者医療制度に加入直前まで、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割がかからず、均等割が軽減されます。平成29年度までは7割軽減でしたが、平成30年度から5割軽減に変更されました。
※所得により、9割軽減または8.5割軽減にあたる方は、そちらが優先されます。

④保険料の上限額の見直し

平成29年度まで、年間の保険料の上限額は57万円でしたが、平成30年度から上限額が62万円に変更されました。

◎食事療養標準負担額や生活療養標準負担額の見直し

療養病床以外に入院したときの食事代に対する自己負担額である『食事療養標準負担額』、療養病床に入院したときの食事代や居住費に対する自己負担額である『生活療養標準負担額』が平成30年度から一部、変更されました。

▼食事療養標準負担額の変更

区 分	一食あたりの 食事療養標準負担額		
	平成29年度	平成30年度	
現役並み所得・一般	360円	460円	
指定難病の医療 受給者証をお持ちの方	260円	260円	
住民税非 課税世帯 など	区分Ⅱ 90日までの 入院	210円	210円
	90日を超える 入院	160円	160円
	区分Ⅰ	100円	100円

▼生活療養標準負担額の変更（居住費にかかる部分のみ）

区 分	一日あたりの 生活療養標準負担額	
	平成29年度	平成30年度
次の①～③のいずれにも 該当しない方（医療の必要 性の低い方）	370円	370円
①医療の必要性の高い方 （指定難病患者を除く）	200円	370円
②指定難病患者	0円	0円
③老齢福祉年金受給者	0円	0円

『申し込み』中の『G』は『グループ』の略です
『問い合わせ』